

# 令和3年度「青森県おでかけクーポン」取扱要領

青森県観光国際戦略局 誘客交流課

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により、国内外からの観光客は大幅に減少しており、県内の観光関連事業者が厳しい環境に直面していることから、県内における観光消費拡大を図るため、旅行・宿泊商品の割引及び旅行先の土産物店、飲食店、観光施設等で利用できる「青森県おでかけクーポン（以下、「クーポン」という）」の発行による「青森県おでかけキャンペーン（以下、「本キャンペーン」という）」を実施することとし、本キャンペーンの実施に必要な事項を定めるものである。

## 2 本キャンペーンの実施に当たって

青森県おでかけキャンは、家庭や職場、学校等で毎日のように生活や仕事などの行動を共にする「普段一緒にいる人」との「安心・安全」な旅を、県内居住者の方にお楽しみいただくことを目的としております。

参加される事業者の方々の感染防止対策はもちろんのこと、本キャンペーンを利用される県内居住者の方々に安心して楽しい青森県の旅をお楽しみいただくため、参加事業者の方々には、ひとり一人が新しい旅のエチケットを守り感染リスクを避けていただくよう、旅行者への呼びかけの徹底をお願いいたします。

## 3 「青森県おでかけクーポン」の概要

- (1) 名 称：「青森県おでかけクーポン」
- (2) 発 行 者：青森県おでかけクーポン事務局（青森県）
- (3) 発行形態：「青森県おでかけクーポン」および「青森県春のおでかけクーポン」の2種類の紙媒体のクーポン
- (4) 発行券種：1,000円 1種類
- (5) 有効期間：新型コロナウイルス感染症の状況により決定し、別途通知する。
- (6) 利用区域：青森県内のみ
- (7) 利用店舗：青森県おでかけクーポン事務局（以下、「事務局」という。）の登録を受けた店舗（土産物店、飲食店等のほか、観光施設、アクティビティ、交通機関等を含む。以下同じ）
- (8) 給 付 額：1人1泊当たり 2,000円（本キャンペーン利用者に限る。）
- (9) 停止条件：①現時点では予算措置がなされていないため、予算が6月議会において議決された場合に実施となり、否決された場合は中止となる。  
②新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、クーポンの配布及び利用を停止する場合がある。

## 4 「青森県おでかけクーポン」の配布方法

- (1) 旅行事業者による配布 ※旅行事業者に旅行・宿泊商品の申込をした場合  
※宿泊の申込がキャンセルされた場合又は人員減・泊数減等変更された場合（旅行開始後の場合も

含む。)には、旅行事業者の責任において旅行者からクーポンの返還を求める。(返還が行われない場合、事務局は旅行事業者に対しクーポンの金額に相当する金額の請求を行う。)

## (2) 宿泊施設による配布 ※宿泊施設に直接宿泊の申込をした場合

※チェックイン後に人員減、泊数減等の変更があった場合であってクーポンの付与枚数が減少する場合には、宿泊施設の責任において旅行者からクーポンの返還を求める。(返還が行われない場合、事務局は宿泊施設に対し、クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。)

※本キャンペーンに登録の旅行事業者や宿泊施設に対し事務局は予め一定数のクーポンを配送する。

※旅行事業者や宿泊施設は、クーポンの配布日を記入した旅行者受領書を保管する必要がある。

## 5 「青森県おでかけクーポン」の取扱いに関する留意事項

### (1) 「青森県春のおでかけクーポン」については、券面に記載している有効期間が経過していても、本キャンペーン期間中であれば使用可能とする。

- (2) クーポンは商品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能。
- (3) クーポンと現金の交換は禁止。
- (4) クーポンの券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。
- (5) クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- (6) クーポンを利用して購入した商品又はサービス(以下「商品等」という。)の返品の際の返金は不可。
- (7) クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、県および事務局は責任を負わない。 ※クーポンの盗難・紛失・滅失等については、損害賠償責任が発生する可能性がある
- (8) クーポンの交換はできない。

## 6 「青森県おでかけクーポン」の利用対象にならない商品等

観光地における消費を喚起するという趣旨に鑑み、以下の商品等については、クーポンの利用対象としない。

### (1) 行政機関等への支払い

- ・所得税、住民税、固定資産税、自動車税等の公租公課
- ・社会保険料(医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)
- ・宝くじ(当せん金付証票法[昭和23年法律第144号]に基づくもの)、スポーツ振興くじ(スポーツ振興投票の実施等に関する法律[平成10年法律第63号]に基づくもの)
- ・その他(自治体指定のゴミ袋、公営競技[競馬、競輪、競艇、オートレース]等)  
※ただし、行政機関が運営する運送サービスの料金や博物館・美術館の入場料等、行政機関が運営する現業の対価は対象

### (2) 日常生活における継続的な支払い

- ・電気、ガス、水道、電話料金、NHK放送受信料、不動産賃料、駐車場の月極・定期利用料、保険料等(生命保険、火災保険、自動車保険等)

### (3) 換金性の高いものの購入

- ・金券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、旅行券、切手、収入印紙、県証紙、店舗が独自に発行する商品券等）、プリペイドカードの購入、電子マネーへのチャージ等
- ・金融商品（預貯金、振込、株式、投資信託、社債、公債等）

### (4) その他

・クーポンの青森県外での利用	・宿泊代金又は宿泊を伴う旅行商品の代金
・既存の債務の弁済	・各種サービスのキャンセル料
・電子商取引	・公序良俗に反するもの
・事業活動に伴って使用する原材料、機器類又は商品等	
・授業料、入学検定料、入学金等（アクティビティのガイド料等は対象）	
・無償譲渡、寄付、献金、寄進及びこれに準ずるもの	
・社会通念上不適当とされるもの	・その他各取扱店舗が指定するもの

## 7 「青森県おでかけクーポン」取扱店舗の募集

GoTo トラベルキャンペーンの地域共通クーポン取扱店舗であること。

※業種は、土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関、その他の一部（観光関連）に限る。

### (1) 参加条件

- 6・(2) の責務等を果たし、事務局の指示に基づきクーポンを適切に取り扱うことができるものであって、かつ、6・(3) の責務等を果たし、感染拡大防止策を徹底するもの（日本国内において事業を実施しているものに限る。）ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者又は支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。]第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- 次に掲げる営業を営む店舗でないこと

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の許可・届出の対象となる営業（同法第33条第6項の酒類提供飲食店営業を除く。）を営む店舗
- ② 5の(1) から(4) の利用対象にならない商品等のみを取り扱う店舗
- ③ カラオケ、ライブハウス

## (2) クーポンの取扱いに係る取扱店舗の責務等

クーポン取扱店舗（事務局の登録を受けクーポンを取扱う店舗。以下同じ）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 事務局が別途提供する取扱店舗用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行う。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守する。
- ② 取扱店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター及びスイング POP 等）を旅行者から見えやすい場所に提示する。
- ③ クーポンを用いた取引を行う場合は、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認する。

・クーポンの有効期間及び偽造、変造、模造の有無
・クーポンの取扱店舗控えが切り離されていないこと
・提供する商品等が、5の（1）から（4）に該当しないこと

- ④ 有効期間が経過及び取扱店舗控えが切り離されたクーポンは、受け取りを拒否する。  
ただし、「青森県春のおでかけクーポン」は、有効期間が経過していても本キャンペーン期間中は使用可能とする。
- ⑤ デザインや色合いが明らかに違うことや偽造防止加工の確認等により偽造されたクーポンと判別できる場合は、その受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報する。また、その旨を事務局にも報告する。
- ⑥ クーポンを現金と交換しない。
- ⑦ クーポン券面額以下の金額の利用の場合であっても、お釣りは渡さない。クーポンによる支払で不足する分は現金等で収受する。
- ⑧ クーポンを利用して購入した商品等の返品の際に返金をしない。
- ⑨ 商品等の対価として受け取ったクーポンは、再流通を防止するため、有効期間が記載されている部分（以下「本券部分」という。）と取扱店舗控えを都度切り離し、本券部分を換金請求書とともに事務局の指定する場所へ送付するものとし、取扱店舗控えを入金確認が完了するまで保管する。
- ⑩ 取扱店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、予め旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑪ 他の割引企画との併用を不可とする場合、ポイント加算対象外とする場合又はクーポン使用上限額を定める場合は、予め旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示する。
- ⑫ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受け取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン利用者に不利となる差別的取扱いを行わない（⑩と⑪に記載の場合を除く）。
- ⑬ 取扱店舗は、有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、取扱店舗とクーポン利用者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘若しくは指導を受けた場合には、取扱店舗の費用と責任をもって対処し、解決にあたる。
- ⑭ 取扱店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを受け取ること、旅行者に不正を促

すこと等により取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、事務局は調査が完了するまで当該店舗におけるクーポン精算代金の支払いを保留することができるものとする。また、取扱店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、取扱店舗は、受け取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還する。

- ⑮ 偽造・変造・模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、取扱店舗はこれに協力する。また、取扱店舗は、事務局から指示があった場合又は取扱店舗が必要と判断した場合には、取扱店舗が所在する所轄警察署等に被害届を提出する（クーポンの盗難・紛失・滅失又は偽造・変造・模造等に対して、県および事務局は責を負わない）。

### （３）感染症拡大防止策に係る取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。
  - ② 業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を店頭など旅行者から見えやすい場所又はホームページで対外的に公表すること。
  - ③ 行政からの要請（新型インフルエンザ等対策特別措置法[平成 24 年法律第 31 号]の規定に基づく営業自粛要請・時短営業要請等）に従うこと。
  - ④ 取扱店舗において従業員に感染者が出た場合や、取扱店舗を利用した旅行者等に感染者が出たことを把握した場合には、その状況について遅滞なく事務局に報告を行うこと。
  - ⑤ 感染症や災害の状況を踏まえ、本キャンペーンの円滑な執行と県が実施する感染症対策・災害対応の措置に協力すること。
- ⑥ 飲食店舗については、県で実施する「あおり飲食店感染防止対策認証制度」の認証を積極的に取得すること。認証を取得していない場合でも、キャンペーン利用者を含む店舗利用者全員の名前と連絡先を記録して1ヶ月間（可能な限り3ヶ月間）保管すること。**

### （４）登録申請から登録まで

- ① 取扱店舗となることを希望する者は、本取扱要領に同意のうえ、申請に必要な書類に必要事項を記入し、以下の方法で申請すること。

**1) 郵送で申請：〒030-0962 青森市佃 1-2-11 (株)RAB サービス内  
「青森県おでかけクーポン事務局」**

**2) FAX で申請：上記事務局、FAX.017-742-7711 まで**

**3) メールで申請：上記事務局、E-mail：odekakecp@aomori-trip.com**

※登録申請は、法人単位ではなく店舗ごとに申請を行うこと

【申請に必要な書類】

- ・青森県おでかけクーポン取扱店舗参加申込書
- ・換金申請書（通帳の表紙および通帳中面の写しを添付）

※申請内容の確認のため、この他に事務局が別途書類の提出を求める場合がある。

#### ②登録

- ・登録審査を経て申請内容が6の（1）の条件を満たす場合には、取扱店舗として登録する。
- ・登録が完了次第、取扱店舗用マニュアル、販売用ツール（ポスター等）など一式を登録済住所に配送する。これらの配布物は本キャンペーンの遂行目的以外で使用できない。

- ・配布物一式の到達後、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守している旨を同封されているポスターの所定の欄に記入した上で、旅行者から見えやすい場所に掲示し、その写真を事務局へ郵送又はメールに添付して提出すること。

### ③登録の取り消し等

- ・事務局は、必要に応じて取扱店舗から報告を求め、また、立入調査を行うことができる。
- ・事務局は、申請内容に虚偽等があった場合、取扱店舗が本取扱要領の規定に違反した場合、クーポンの取扱いに関する事務局による指示に違反した場合、GoTo Eat キャンペーン事業の対象となる飲食店にあっては同事業の登録を取り消された場合その他の取扱店舗として適切でないと事務局が判断する場合には、取扱店舗としての登録を取り消すとともに、事業者名を公表し、給付金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- ・登録が取り消された場合には、以後、クーポンの取扱いを行うことができない。直ちに、取扱店舗に掲示しているクーポンのポスター、スイング POP 等を取り外し、クーポンに関する配布物一式を事務局へ返還するものとする。なお、不正に給付金を受給した場合には、詐欺罪等による刑事告発の対象となり得る。

### ④その他留意事項

- 1) 取扱店舗の情報（名称、所在地、電話番号、業種等）は、「青森県おでかけクーポン取扱店」として、本キャンペーンの特設サイト等に掲載予定である。
- 2) クーポンの取扱い、換金の方法等詳細は、取扱店舗用マニュアルを参照すること。
- 3) 本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や登録の取り消しを行う。そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合がある。
- 4) 本取扱要領に定めのない事項に関しては、県・事務局がその都度決定する。
- 5) 本キャンペーン用にデザインされた「青森県おでかけクーポン」の肖像使用を含む広報告知物の作成については事前に事務局の承認が必要となる。
- 6) 取扱店舗は、取扱店舗としての地位を第三者に譲渡できない。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できない。
- 7) 取扱店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本取扱要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できない。業務委託を承認した場合でも取扱店舗は本取扱要領に定める義務及び責任について免れない。
- 8) 取扱店舗は、登録内容に変更が生じた場合や登録の取り消しを希望する場合は、事務局に届け出ること。
- 9) 新型コロナウイルス感染症の状況、県の方針等により、本取扱要領の内容が変更される可能性がある。

## (5) クーポンの精算

商品の販売又はサービスの提供などの取引においてクーポンを受け取った取扱店舗は、事務局に対し、換金を請求することができ、その方法については以下による。

- ・取扱店舗は、事務局が配布する専用封筒に、クーポン売上報告書及び受領したクーポンの本券部分（取扱店舗控えは切り離して取扱店舗で保管）を同封し、指定の場所へ発送すること。換金は、クーポン額面に相当する金額を登録された口座に振り込むことにより行う。振込手数料は事務局が負担する。

- ・支払い請求締め切り日から 30 日以内に行う（ただし、クーポン売上報告書その他の書類に不備がある場合はこの限りでない）。締め切り日は別途連絡する。

**<問い合わせ先> 青森県おでかけクーポン事務局**

**住所：〒030-0962 青森市佃 1-2-11 (株)RAB サービス内**

**電話番号：017-752-8325 FAX 番号：017-742-7711**

**E-mail：odekakecp@aomori-trip.com**

**電話受付時間：平日／10：00～16：00 ※土日・祝日は除く**

**附則**

この要領は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。

一部改正は、令和 3 年 6 月 15 日から施行する。

一部改正は、令和 3 年 7 月 2 日から施行する。